

# 川崎市識字・日本語 学習活動の指針

<改訂版>

2023(令和5)年3月

## <目次>

前文 共生のまちづくりと識字	p1～3
◆基本理念	p4
◆識字・日本語学習の具体的なあり方	
1 識字・日本語学習の場	
(1)場の開設	p5
(2)機能	p5～6
(3)内容・方法	p6～7
2 識字・日本語ボランティアのあり方	
(1)学習支援者としての役割	p7
(2)期待される姿勢・能力	p7～8
(3)ボランティアグループのあり方	p8～9
3 行政のかかわり方	
(1)状況の把握と情報の提供	p9～10
(2)条件の整備と積極的な取組	p10～11
4 識字・日本語学習支援の多様性とネットワーク	
(1)識字・日本語学習支援の多様性	p11
(2)ネットワーク	p11～12
◆体制づくりに向けた取組	p12～13

# 川崎市識字・日本語学習活動の指針

2023（令和5）年3月31日

## 前文 共生のまちづくりと識字

この指針は、主として川崎市教育委員会が主催する識字学習活動の実施のために作成しました。また、他の機関や市民の自主グループが主催する関係の活動においても参考にさせていただけるものと考えます。なお、対象とする事業は、2002（平成14）年度までは識字学級、日本語ボランティア講座などであり、2003（平成15）年度からは識字学習活動、識字ボランティア研修などとなります。ここでは、識字活動のうちの一分野になるという趣旨、また、日本語教室等の一般的な呼称との関係も考え、識字・日本語学習と総称しています。外国人市民等というのは外国人市民や帰国した日本人市民などをさしています。

1 川崎市では、1980年代以来、市民ボランティアと職員・行政が協力しながら、ふれあい館、教育文化会館、市民館において識字・日本語学級が開かれ、国際交流センターでも日本語講座が行われてきました。学校においては、総合教育センター（2020（令和2）年度からは、教育政策室人権・多文化共生教育担当。）を中心に日本語学習支援の条件が整えられてきました。また、いくつかの市民グループが独自に日本語の教室を開いてきました。

2 川崎市には日本の朝鮮植民地支配による歴史的経緯から多くの在日韓国・朝鮮人が住むようになりました。川崎初の識字・日本語学習活動と思われる活動が、社会福祉法人青丘社による1978（昭和53）年に開かれた「識字学級」（10年後に教育委員会からの委託によるふれあい館社会教育事業となる）であり、それを在日韓国・朝鮮人二世や三世が担ったことは偶然とは考えられません。この学級に参加した在日韓国・朝鮮人一世たちの中には、初めて文字を学び、自らを表現できる喜びを知った人も少なからず存在しました。やがて学級は、日本人と韓国・朝鮮人が、一人の市民として、ともに学ぶ気持ちで識字に携わり、偏見と差別をのりこえ、異なる文化の交流を進める場となっていきました。

3 教育委員会は、夜間中学再開の市民運動にあって、1982（昭和57）年に中学校を卒業していない人を対象に西中原中学校夜間学級を開設しました。一方、中学校を修了したとされる人が学習する「社会人学級」を中原市民館に開設しました。その後、1984（昭和59）年頃から参加し始めたカンボジア難民の要望に応じて、国語科とは別に日本語学習のための国語Ⅱ科を設け、さらに1986（昭和61）年に日本語科へと改称し、国際識字年の1990（平成2）年に夜間の識字学級として独立しました。同時に午前の識字学級も新設されました。

4 1980年代後半から、結婚、就労、家族との同居等で来日した新たな外国人市民等が急増し、地域の国際化に対する市民の関心が高まり始めました。1990（平成2）年には、文部省委嘱の国際化事業として「識字のつどい」（今日の「地域日本語ネットワークのつどい」の前身）を中原市民館、ふれあい館、国際交流協会、社会教育課の共同で開催しました。

5 1989（平成元）年、財団法人国際交流協会は設立されるとともに日本語講座を開設しました。1994（平成6）年に国際交流センターを開館し、1996（平成8）年には、午前週2回、夜間週1回の講座を開設し、上級者向け日本語講座も開設しています。

6 市民館においては、1986（昭和61）年の川崎市外国人教育基本方針制定を機に、前年度に開始された人権尊重学級及び平和教育学級での外国人の人権や国際化にかかわる学習が活発になっていきました。国際識字年の1990（平成2）年には、高津市民館人権尊重学級と麻生市民館平和教育学級をきっかけに、識字または日本語学習支援の機運が高まり、1992（平成4）年から両館とも日本語教室を開設しました。その後、1995（平成7）年までに7区すべての市民館で識字学級が開設されるに至りました。

7 この間、1990（平成2）年頃を境に、識字・日本語学習にかかわる市民、研究者、職員が、日本人市民と外国人市民等の関係のあり方、コミュニケーションやことばの問題等について学びあい、社会教育・生涯学習の事業として「識字」の考え方\*を参考に、識字・日本語学習の活動を進めることが確認されました。

\*「識字を、読み・書き・算の技能（スキル）を学ぶプロセスに閉じ込めてはならない。識字は、人間の解放と人間の全面発達に役立つものとしてあらねばならない。・・・識字はまた、世界に働きかけ、世界を変革していくと同時に、人間の真の発達を可能にするさまざまなプロジェクトを発意したり、これらプロジェクトに参加したりすることを励ます営みである。・・・識字は字を識ることだけを目的としてはならない。識字は基本的な人権なのである。」（1975年国際識字シンポジウム・ペルセポリス宣言～『国際識字10年と日本の識字問題』より引用。この文章は、ユネスコ等による国際的な識字活動の基本的な考え方を示した一例です。）

8 教育委員会としては、川崎市外国人教育基本方針や川崎市地域日本語教育推進協議会等での合意により、識字・日本語学習の活動を、日本語が不自由であるために生じている不利益や不便の解消を進め、自立をめざす活動と考えてきました。その活動では、仕事や子育て、健康や医療、住宅や法律上の地位など、一人一人の外国人市民等が困ったり、悩んだりしている生活の具体的な問題や場面と結びつけて日本語学習を進めることが必要とされます。また、お互いの母語や文化などを尊重し、認めあおうとする、信頼関係が前提になる活動でもあります。そのような意味で、識字・日本語学習活動の場は、地域における小さな多文化共生の場であると考えます。

9 識字・日本語学習の活動は、参加している日本人市民にとって、他の文化への思い込みを是正し、日本の社会や文化を捉えなおし、南北問題など地球規模の問題への関心を深める機会となります。一方で、外国人市民等も、自立して、自主的に企画し、社会や市民に働きかける活動を生み出してきました。お互いにとって、地域だけでなく地球社会に広がる視野や想像力が養われる場になってきました。

10 識字・日本語学習活動のネットワークづくりは、識字・日本語学級の課題解決をめざして設けられた川崎市地域日本語教育推進事業とその委員会（文化庁委嘱事業1994（平成6）年度～1996（平成8）年度。1997（平成9）年度からは川崎市地域日本語教育推進協議会。2017（平成29）年度からは川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議。）から始まり、その委員会の一環で行われてきた地域日本語連絡会へとつながってきました。その後、外国人市民等に関係するさまざまな交流や生活支援のネットワークとも結びついてきました。

11 このように、識字・日本語学習活動は推進され拡充されてきました。その中で、活動の本来のあり方を示唆すると思われる多くの成果を得ることができました。一方で、それぞれの識字・日本語学習活動が、さまざまな仕方で発足し、今日まで異なる進み方をしてきていること、そして、この活動が何をめざし、何を大切にしている場なのか、あいまいになってきたこともあり、全体的に拡散した状態が広がってきました。また、それにつれて課題も増えてきました。このようなことから、活動の指針が必要とされるに至りました。

12 この指針は、川崎市教育委員会として実施している識字・日本語学習活動について、基本的な理念やあり方を明らかにし、それにもとづいた活動の質的な向上、運営の工夫、システムの充実や「専門家」の形成などについて要点を示し、活動の課題の解決と充実に資するため、多数の関係者の協力によって生み出されたものです。

13 文化庁より「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）が、2019（令和元）年6月28日に公布、施行されました。それに伴い、同法第10条の規定により、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定されました。このような地域日本語教育に関する国や市としての動向も踏まえ、さらなる課題、新たな考え方や識字・日本語ボランティアの声も取り入れながら、調整会議での度重なる協議によって、この指針についても2023（令和5）年3月に改訂しました。

## 基本理念

### 1 識字・日本語学習は、基本的人権です。

ことばは、あらゆる学習の基盤となります。自分に必要な情報を得て自ら判断し人間らしく生きていくためには、情報の取得と理解、思考と創造、表現や主張を可能にすることばの獲得が欠かせません。日本に生活基盤をおく人々は、国籍や人種等の違いをこえて社会の主流言語である日本語を学ぶ権利を持っています。

### 2 識字・日本語学習に対する支援は、市及び市民の活動として行われます。

川崎市に住む人は、いずれの国籍であっても川崎市の市民です。日本語に不自由な市民は、市及び市民が行う支援活動を受ける権利を持っています。

### 3 識字・日本語学習の活動は多文化共生社会の実現をめざします。

川崎市では、すでにさまざまな文化や言語を持つ人々が暮らしています。識字・日本語学習は、さまざまな文化や言語を持つ市民が、ともに市民自治を創造し、多文化共生社会の実現をめざす取組の一環となります。

### 4 識字・日本語学習の活動を実りあるものにするためには、活動にかかわるすべての人々による共同の学習が重要になります。

ボランティアと学習者は、日本人市民すなわち「先生」、外国人市民等すなわち「生徒」として、「教え」「教えられる」関係でとらえられがちですが、圧倒的に多数派である日本人市民も多くのことを学ぶ機会となります。

外国人市民等と日本人市民が協力し合って学習－学習支援活動を展開していく過程をとおして、ともに学び、ともに変わり成長していくことが大切です。

### 5 識字・日本語学習の活動は、地域で生活する上で必要な学習要求や学習条件に対応することをめざします。

外国人市民等の学習要求や学習条件は、その人の生活状況や在日の目的等により多様なものとなります。また、学習経験や学習レベル、学習に費やすことができる経済的余裕や時間的余裕、生活上の環境もさまざまです。川崎市の識字・日本語学習活動では関係する団体や組織等と連携しながらできる限り幅広い立場、職種、学習レベル、学習条件の人々に学習機会を提供することをめざします。

# 識字・日本語学習の具体的なあり方

## 1 識字・日本語学習の場

### (1) 場の開設

1) 気軽に行ける距離に識字・日本語学習の場をつくることが大切です。

識字・日本語学習の場は継続的に、できる限り多くの人々が学べるように、気軽に通える距離に、参加しやすい場所に設けることが重要です。

2) 識字・日本語学習の場の曜日や時間、形態等を外国人市民等の生活実態に合わせる必要があります。

識字・日本語学習の場の開設曜日や時間、形態等は外国人市民等の多様な生活実態に柔軟に対応して変化させる必要があります。例えば、幼稚園や学校から子どもが早く帰宅する日避けたり、土曜や日曜日、夜間に開設するなど多様な外国人市民等が参加しやすい環境を整えることが大切です。

また、オンラインによる学級の開催などのICT\*を活用した取組にも柔軟に対応していくことが望まれます。

\* Information and Communication Technology (情報通信技術) の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。ICTの活用とは、インターネットやパソコン・スマートフォンなどを活用してコミュニケーションを図ることで、具体的にはオンラインでの学級の開催やパソコン・タブレットなどを利用した学習を指します。

### (2) 機能

1) 識字・日本語学習の場は自立と共生の力を養う場です。

識字・日本語学習の場は、外国人市民等が日本語によるコミュニケーションや日本の社会・文化の学習を行い、自立と共生の力を養う場です。また、学習の場に参加する日本人市民も支援活動を通じて、外国人市民等にわかりやすい〈やさしい日本語〉を話し、外国人市民等の生活課題を理解するとともに、多文化共生社会の実現に向け、共生社会の一員としてより自立し共生の力を高めることを学ぶ場です。

2) 識字・日本語学習の場は情報交換の場です。

情報から疎外されがちな外国人市民等にとって、識字・日本語学習の場は貴重な情報交換の場となります。地域、職場、学校や日本社会についての情報だけでなく、出身国等についての情報の交換も活発に行われます。また、単なる情報交換をこえて日常生活のさまざまな疑問や悩みなどを話し合える場にもなります。

この機能をさらに充実させていくために外国人市民等が求める情報を収集し掲示するなど、

情報交換や話し合いを積極的に促進していくことが望めます。

3) 外国人市民等と日本人市民が相互理解を深める交流の場です。

識字・日本語学習の場は、日本人市民と外国人市民等が出会い、つながり、相互理解を深め信頼関係を築き合う場です。

4) 識字・日本語学習の場は外国人市民等同士の出会いの場です。

識字・日本語学習の場は出身国や母語が同じ者同士が会うことのできる場です。また、母語や文化が異なっている者同士がともに学ぶ親近感から親しくなれる場でもあります。

このことは、外国人市民等のあいだでも日常生活に必要な情報を得ることや、多文化共生を考えるよいきっかけとなりますし、媒介語として日本語を活用する大変よい機会ともなります。

### (3) 内容・方法

1) 識字・日本語学習の場は生活の課題と結びついた学習内容を基本とします。

識字・日本語学習の場の学習内容は、外国人市民等の幅広い生活課題に応じてできるだけさまざまな学習内容が選べるように努めるべきですが、緊急度や必要度から考えて、まず、日常生活に必要な学習内容が優先されます。このような学習では、「正しい日本語」「美しい日本語」という概念にとらわれずに、外国人市民等がそれぞれの日本語の力に合わせて日常生活の中の「今、ここ」で直面する生活課題に対処できるように、言葉や課題の背景にある文化、習慣や社会制度等を学習することが基本となります。また、来日後の生活領域の広がりや人間関係の深まり等に対応したより質の高いコミュニケーションも学習内容に含まれます。

2) 外国人市民等の生活や学習の必要から出発するために、その生活実態や課題、要望(ニーズ)を把握することが大切です。

識字・日本語学習の場の学習内容や方法は、外国人市民等が必要としていることに的確にこたえることが望めます。そのためには、あらゆる機会をコミュニケーションの機会ととらえ、外国人市民等の持つ課題や要望を把握し、正しく理解することが大切です。また、定期的にアンケート等の調査を行うことも含めて生活実態や課題、要望(ニーズ)について把握するように努める必要があります。

3) 固定したカリキュラムや指導方法に縛られることなく、目の前の学習者に柔軟に対応することが基本となります。

識字・日本語学習の場の学習者のレベルは千差万別で、その要望もさまざまです。したがって、カリキュラムも固定したものではなく、目の前の学習者に合わせて柔軟に対応することが必要です。また、状況に合わせて、ICTを活用した学習方法を取り入れることも大切です。

日本語がほとんど話せない来日直後の学習者に対しては、その声に耳をかたむけて適切な援助をする上で、相手の母語や媒介語の使用が有効な場合もあります。媒介語を使うか使わない

か等の問題も固定的に考えないで、場合によって選択したり組み合わせたりできるような運営をめざします。

## 2 識字・日本語ボランティアのあり方

### (1) 学習支援者としての役割

1) 識字・日本語ボランティアには、「教える」ということよりも、コミュニケーションを通じて、地域の中で市民同士のつながりをつくることが期待されています。

外国人市民等が地域社会の一員として、日常生活を営み、ともに市民自治を創造する上で日本語を習得することが必要となりますが、識字・日本語ボランティアは同じ地域社会の市民としてこれを支援します。

日本語学習を支援することは、日本語学習を教えることだけにとどまりません。

例えば、会話の練習相手になったり、学習相談に対応したり、相談内容によっては、関係機関につなげることもあります。

### (2) 期待される姿勢・能力

1) 識字・日本語ボランティアはともに学ぶ学習者（共同学習者）であるという姿勢が大切です。

学習の支援とは一方的な知識の伝達とは異なります。教えることと学ぶことは切り離すことができません。常に教えつつともに学ぶという姿勢で臨むことが大切です。

外国人市民等にかかわるコミュニケーション上のさまざまな問題の原因を、外国人市民等の日本語能力が充分でないことだけに求める姿勢には誤りがあります。このような姿勢は外国人市民等にだけ「変化」を求め同化を強いることとなります。

識字・日本語ボランティアは、外国人市民等の生活課題について理解を深め、自らの学習支援の力量を向上させながら、同じ生活者\*として互いに相手と関わり、人間として理解し合うとともに、多文化共生社会に向けて、地域社会の変容、変革を意識することが求められます。

\*「生活者としての外国人」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、わが国において日常的な生活を営むすべての外国人を指すものです。外国人も「地域で暮らす生活者」であり、住民であるということをあらわす言葉です。（文化庁文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第8期（2008（平成20）年2月～2009年（平成21）年2月））

2) 識字・日本語ボランティアには外国人市民等の学習支援に関して必要な知識と力を持つことが求められます。

識字・日本語学習のボランティアは、言葉としての日本語についての知識や学習者と向き合っている教え方だけでなく、外国人市民等がどのように日本語を習得するか、習得する上でどのような困難があるか、コミュニケーションの実態はどうなっているか、日本語を十分に話せない外国人等とどのように接すればよいか、等々、多くのことを学ぶことが望まれます。さまざま

まな領域の研究者や実務者、実践経験者などと連携し研修を受けながら、現場での自らの実践を通じて力を養っていくことが求められます。

3) 識字・日本語学習ボランティアはさまざまな文化を尊重し、それらに柔軟に対応する姿勢が大切です。

識字・日本語学習ボランティアは、日本語や日本文化を多くの言語・文化の中の一つとして相対的にとらえ、「日本人のように」と学習者に押しつけるのではなく、さまざまな言語や文化を尊重し、違いが豊かさとして響き合うような取組が大切です。

4) 識字・日本語学習ボランティアは学習者から信頼される友人・隣人になろうとする姿勢が大切です。

識字・日本語学習ボランティアは、同じ地域社会に住む市民として学習者に接し、よき友人や隣人として信頼され精神的な支えとなろうとする姿勢が求められます。そのようにしてはじめて識字・日本語学習の活動が地域の市民同士の学習活動として発展する可能性を持つようになります。

5) 識字・日本語学習ボランティアは、たくさんの人々が協力して進める活動の一員としての責任感と協調性を持っていなければなりません。

識字・日本語学習の活動は、学習者や他のボランティア、職員などとの協力関係の中で実現できるものです。その関係の中にボランティア活動の喜びや楽しみも見い出せますが、そのためにもボランティア一人一人に何よりも自立した社会人としての自覚と責任が期待されます。

6) 識字・日本語ボランティアは、新しい考え方や取組を積極的に活動に取り入れていくことが大切です。

識字・日本語ボランティアは、刻々と変化し、多様化が進む外国人市民等の状況を把握した上で、新たな課題に対応できるよう、新しい考え方や取組を積極的に活動に取り入れていく必要があります。

例えば、普通の日本語よりも簡単で外国人市民等にもわかりやすい日本語である〈やさしい日本語〉を学習に取り入れることなどです。

### (3) ボランティアグループのあり方

1) 識字・日本語ボランティア活動には総合的な視点が必要です。

識字・日本語学習のボランティア活動は日本語の習得を支援することだけではなく、生活支援や国際交流に関するさまざまな活動がかかわってきます。したがって、識字・日本語学習ボランティア活動は総合的な視点からその活動全体の内容を企画し組み立てていく力が求められます。

また、川崎市において多文化共生を推進する部署や団体と情報交換をしながら活動していく

ことも有意義です。

2) 識字・日本語ボランティア活動ではグループ内での意思疎通が大変重要です。

活動の方針を立てる上でも、内容を企画し実行していく上でも、活動が情性的になったり硬直化したりすることを避けるためには、メンバー間で十分意思疎通を行い情報を共有するようにならなければなりません。

また、メンバー間の争いやメンバーの系列化・序列化を避けるためにも、ものごとの決定プロセスや役割分担を明確にし、グループ活動の民主的な運営を心がけなければなりません。

3) 識字・日本語ボランティア活動では新しいメンバーを受け入れ養成していくことが大切です。

多くの方が活動に参加することによって、学習支援の裾野が拡大されるとともに、多文化共生の理解を深めた市民が増えることにつながります。

新しいメンバーに活動の内容や考え方について説明することは、従来の活動の長所や短所を再認識する機会にもなります。また、従来見逃されていた視点やアイデアが新しいメンバーからもたらされることもありますし、多彩な能力を持った人々が集まり活動の幅が広がることにもつながります。

4) 識字・日本語ボランティア活動では、外国人市民等にもできる限り学習の場の運営等、活動に参画してもらうように努めることが大切です。

外国人市民等と日本人市民とのコミュニケーションが通常の学習活動の中で学習者対支援者として行われるだけでなく、両者が対等な立場で参画し一緒に作業する活動を取り入れたり、以前学習者であった外国人市民等に活動メンバーに入ってもらおう等の努力が必要です。

5) 識字・日本語ボランティア活動では行政との意思疎通が大切です。

ボランティア活動が単なる個人的活動ではなく社会的な活動である以上、行政との関係が必ず生じてきます。識字・日本語学習支援活動ではボランティア本来の自主性を大切にするとともに行政と意思疎通をはかり、互いに補い合い高め合っていく姿勢が求められます。

### 3 行政のかかわり方

#### (1) 状況の把握と情報の提供

1) 教育委員会は、識字・日本語学習の実態を常に把握しておくように努めなければなりません。

大きな負担なく通える範囲に学習の場が設けられているか、学習を希望する人をすべて受け入れるだけの学級と学習支援者が確保されているか、そのような学習の場の存在が情報として必要な人々に十分に伝わっているか、一定水準以上の成果をもたらしているか、等々について

把握することが何より大切です。

2) 教育委員会は、識字・日本語学習および学習支援活動についての情報提供に力を注がなければなりません。

より多くの外国人市民等と日本人市民がこの活動に対する理解を深め参加するように促すためにも、また、活動に参加しているボランティアの便宜のためにも、活動に情報提供を行うことが期待されます。

ICT等を活用し、各教室の活動状況やイベント情報を提供したりボランティア等学習支援者間の情報交換や教材ライブラリーの構築を支援したりすることは、識字・日本語学習活動の日々の大きな支えとなり、各種支援活動間のネットワークづくりにも役立ちます。また、社会情勢の変化や多様化するライフスタイルに対応するため、常に新しい情報技術の活用を検討していく必要があります。

## (2) 条件の整備と積極的な取組

1) 識字・日本語学習および学習支援の活動を社会教育活動と位置づけ、公的に環境を整えることが大切です。

外国人市民等の日本語の学習とその支援活動は、教育基本法がいう社会教育としてとらえられます。教育委員会はこれを市民の自己教育・相互教育として、外国人にかかわる教育および外国人市民施策を行う関係部局や機関との連携・調整をはかりながら積極的に総合的な条件整備を進めることが求められます。

識字・日本語学習の場を開設する市民館等は、場の開設および運営に責任を負います。具体的には、会場確保や教材・資料の準備、ICTの活用推進に向けた環境の整備、学習者と識字・日本語ボランティアの把握および調整、識字・日本語ボランティアの研修、学習者の相談等に必要な情報の収集・提供等をおこない、学習活動が順調に進むように支えます。

2) 教育委員会は、教育委員会主催の活動以外の活動に対しても積極的に支援することが求められます。

識字・日本語学習は、教育委員会だけによるものだけではなく、市民グループ・組織によってもおこなわれています。今後、これらの市民グループの活動がさらに広がることが期待されますが、教育委員会は識字・日本語学習を現在の学級内にとどめることなく、地域の同様な学習支援活動との連携や、外国人市民等の広範な社会教育活動・社会参加活動への参加促進をはかるため、積極的に支援することが期待されます。

3) 識字・日本語ボランティアおよび職員の養成・研修には総合的な視点と継続的な取組が必要です。

学習支援ボランティアの養成のためには研修活動が必要ですが、日本語の教え方のノウハウ等、テクニク的な内容に偏らないようにすることが大切です。多文化共生の地域社会を創っ

ていく上で生じてくる課題や外国人市民等の生活やコミュニケーションの実態との関係から学習支援活動の内容や方法を考える研修となるように工夫する必要があります。

#### 4 識字・日本語学習支援の多様性とネットワーク

##### (1) 識字・日本語学習支援の多様性

1) 現在の識字・日本語学習支援で十分対応できていない問題を意識し、どのような対応が必要か、また、可能かを検討し、改善に努めなければなりません。

外国人市民等の生活が多様化するのにもなって、識字・日本語学習支援もより広い内容をもったものになっていく必要が出てきています。

例えば、児童生徒の日本語学習や教科学習と母語保持の問題、高齢者の介護等とコミュニケーションの問題、母国での就学経験が乏しい成人の問題等、日本語を教えるという発想では改善できない問題についても対応を考える必要があります。

2) 識字・日本語学習支援の形を多様化するように努める必要があります。

なかなか学級や教室に通う時間が取れない場合や、自然災害等により外出が制限されるなど、通常の対面学習が困難な社会状況が発生した場合には、オンラインによる学級の開催などのICTを活用した学習を取り入れることや、適切な教材を用いた自学自習による学習を促す学習相談もあります。

また、言葉を教えるという形をとらず、作業やプロジェクトを一緒に進める中で、言葉を含めて日本人市民とのコミュニケーションを学んでいく共同学習の考え方もあります。

さまざまな学習条件、レベル、要求をもった外国人市民等に対応するために、多様な方式を試み、学習支援の多様性を広げるように努めなければなりません。

3) 学級や教室をこえて地域の単位で学習支援体制を組み立てることが重要です。

いわゆる中上級者を受け入れるか否かという問題が論議されてきていますが、識字・日本語学習支援活動ができるだけ多様な外国人市民等の市民としての学習課題にこたえるべきものである以上、受け入れられるように努力する必要があります。

これらの問題は、識字・日本語学習の場の数や配置の問題とも深く関係します。支援の場がそれぞれに中上級コースを設置することが不必要であったり不可能であったりする場合には、互いに十分に通える範囲にある隣接する支援活動でコースの適正配分や役割分担を行うなど、「学級」「教室」をこえて「学級・教室群」または「地域」の単位で学習支援をとらえなおす必要があります。

##### (2) ネットワーク

1) 識字・日本語学習の支援を生活支援のネットワークに位置づけることが重要です。

識字・日本語学習の場は、外国人市民等が抱えるさまざまな問題が相談等の形で持ち込まれ

る場でもあります。これらの問題は無関係だから扱わないとするのでは、地域の識字・日本語学習の場とはなりません。

しかし、識字・日本語学習の支援活動が果たせる役割には限界があるのも事実です。この問題は、労働、住宅、医療、福祉、民族文化、メディア等に関するさまざまなNPO、国際交流協会、ふれあい館や行政各部署・施設等とネットワークをつくり、協力して対応できるようにしていく必要があります。

## 2) 教材や学習活動について情報交換や資源の蓄積、共有化を進めることが大切です。

市内の識字・日本語学習の場それぞれで学習の進め方や教材等についてさまざまな工夫がなされていますが、それらの工夫や経験およびその成果物を情報や資源として交換したり集めて共有化したりする面では立ち遅れています。その仕組みづくりを急ぐ必要があります。各学級等共通の教材開発等の問題もその上に立って考えていくべきでしょう。

## 体制づくりに向けた取組

### 1 実践交流および情報交換のためのネットワークの維持と発展が求められます。

識字・日本語学習の場での質の高い実践のためには、実践と経験の交流を目的とするネットワークが必要です。川崎市地域日本語連絡会は、各識字・日本語学習支援活動の実践交流の場として、また、情報交換・相互支援の場として運営されていますが、他の自治体の教室やネットワークと交流を持ったり、市行政への積極的な提言を行うなど、新たな取組が求められています。

### 2 より多くの外国人市民等への場の提供が求められます。

識字・日本語学習支援の場で学ぶ外国人市民等の割合は、外国人市民等の全体からすると一部にとどまっており、学習者のニーズに応えるためにも、外国人市民等の生活実態や関心に合わせた多様な学習の機会を提供することが求められます。

### 3 国・県レベルでの日本語学習支援の制度化を求めることが重要です。

地方自治体独自の識字・日本語学習支援の取組は必要ですが、根幹では、国の支援政策の充実が求められています。川崎市でも、川崎独自の進取的な取組をさらに発展させつつ、同時に、国や県レベルで、識字・日本語学習の機会を公的に保障する体制づくりを行うよう求めていく必要があります。

### 4 ボランティアの学習機会の充実が求められています。

ボランティアの研修や養成は、各市民館等で独自に取り組まれています。相互に連携して総合的な学習機会の充実を図ることも大切です。そうした学習機会を通じて、各教室の質の高

い実践はもちろんのこと、市全体の識字・日本語学習活動を担うキーパーソンが育つことが期待されます。

#### 5 職員研修の充実と専門家養成が求められます。

職員は短期間での異動が常態化しており、識字・日本語学習担当職員の力量形勢や経験の蓄積が大変問題になってきています。職員研修をさらに充実させるとともに、識字・日本語学習支援に関して専門的な助言等のできる人材の養成を行うことが必要となっています。

#### 6 地域日本語教育推進連絡調整会議による継続的な連携・情報交換が重要です。

地域日本語教育推進連絡調整会議は、川崎市における識字・日本語活動のあり方について、多角的に検討し、調査・提言活動をおこなってきました。今後も、連携・情報交換を継続し、地域における識字・日本語学習活動の実践がさらに発展するよう活動を行うことが期待されています。

附則 この指針は2003(平成15)年3月31日から施行します。

附則 この指針は2023(令和5)年3月31日から施行します。

川崎市識字・日本語学習活動の指針（改訂版）

2023(令和5)年3月

**編集** 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議  
**事務局** 川崎市教育委員会事務局 生涯学習推進課  
電話 044-200-3304